

扶養申請に関する記述書

*枝番の記入は不要

届出日: 令和 年 月 日

記号	番号	氏名
認定対象者氏名	*対象者1名につき1枚記入	

1. 認定対象者の直近の健康保険加入状況について(該当箇所の□にレ印)

<input type="checkbox"/> 他の健康保険 (□本人 □家族)	<input type="checkbox"/> 他の健康保険の任意継続者 (□本人 □家族)
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (□本人 □家族)	※任意継続本人の場合: 資格喪失日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 未加入	<input type="checkbox"/> その他()

2. 認定対象者の状況について(該当の認定対象者の□にレ印を記入のうえ状況欄に漏れなく記入してください)

認定対象者	認定対象者の状況(必ず漏れなく記入)								
<input type="checkbox"/> (1) 配偶者	<p>①出産の予定がある場合にお答えください</p> <p>・出産予定日(年 月 日) ・出産種別: □単胎 □多胎</p> <p>・出産手当金: □無 □有[期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 / 日額: 円]</p>								
<input type="checkbox"/> (2) 子	<p>①配偶者が神鋼健保の被扶養者以外の場合お答えください(夫婦共同扶養の確認)</p> <p>被保険者、配偶者の年収は次の金額を記入してください。</p> <p>i 前年と就業状況が同様=前年収入実績(前年の途中で就業状況に変化があった場合はiiとなる)</p> <p>ii 前年と就業状況が異なる(就職、転職、退職、雇用形態の変更等。前年の途中で状況が変化した場合含む) =現在の年収見込額(賞与等が不明で見込額を算出不能な場合は標準報酬月額を記入してください。当健保にて見なし年収を算出します)</p> <p>iii 配偶者が退職して雇用保険・出産手当金受給中の場合は、裏面4(その他扶養理由欄)にその旨を記入 *退職日、手当金種類、受給期間、現在加入の健康保険、再就職予定有無も合わせて記入</p> <p>iv 配偶者が産休・育休中の場合は休業に入る前年の年収</p> <p>□配偶者は神鋼健保の被保険者 □配偶者は他健保の被保険者 □配偶者はいない</p> <table border="1"> <tr> <td>・被保険者の年収</td> <td>万円</td> <td>(標準報酬月額</td> <td>万円)</td> </tr> <tr> <td>・配偶者の年収</td> <td>万円</td> <td>(標準報酬月額</td> <td>万円)</td> </tr> </table>	・被保険者の年収	万円	(標準報酬月額	万円)	・配偶者の年収	万円	(標準報酬月額	万円)
・被保険者の年収	万円	(標準報酬月額	万円)						
・配偶者の年収	万円	(標準報酬月額	万円)						
<input type="checkbox"/> (3) 上記以外の親族 (父母、兄弟姉妹等)	<p>②他の扶養義務者(親族等)から認定対象者への経済的援助の有無についてお答えください</p> <p>*被保険者の配偶者、認定対象者の配偶者からの援助は、①③で確認のため記入不要</p> <p>*認定対象者が配偶者と実子以外で他からの援助が無い場合は、他の兄弟等親族の状況も含めて必ず理由を記入(実子であっても、元配偶者等の他の扶養義務者がいる場合は援助の有無を記入してください)</p> <p>□有 (援助者続柄:) (援助金額: 万円/月)</p> <p>□無 [理由(必ず記入):]</p> <p>③認定対象者の配偶者の有無についてお答えください(例: 両親の一方を扶養申請するとき等)</p> <p>*対象者が18歳未満の場合は、有の場合のみ記入</p> <p>*夫婦とも扶養対象の場合は記入不要</p> <p>□有 (配偶者年収: 円)</p> <p>□無 { □死別[遺族年金: □有・□無(無の理由:)]</p> <p>□それ以外[経済的援助: □有(万円/月) ・□無]</p>								

3. 認定対象者の過去の職歴等について

①直近4年程度の状況についてご記入ください

*対象者が18歳未満および学生の場合は記入不要(ただし、就職後に学生になった場合は記入)

*無職の場合は、職業欄に無職と記入し、その期間も記入してください

	職業	勤務先	期 間	収入(月額)	雇用保険加入	失業保険受給
1			H・R 年 月 日 ~ H・R 年 月 日	万円/月	有・無	受給済・延長中 資格無・未受給
2			H・R 年 月 日 ~ H・R 年 月 日	万円/月	有・無	受給済・延長中 資格無・未受給
3			H・R 年 月 日 ~ H・R 年 月 日	万円/月	有・無	受給済・延長中 資格無・未受給
4			H・R 年 月 日 ~ H・R 年 月 日	万円/月	有・無	受給済・延長中 資格無・未受給

②直近の勤務先での傷病手当金の受給状況について

・傷病手当金: □無 □有[期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 / 日額: 円]

次ページ(裏面)に続きます

扶養申請に関する記述書

4. その他扶養理由 (被扶養者異動届の追加理由が「その他」で異動届に記入しきれない場合や、事由発生日から3か月以上経過して扶養申請をされる際は、その間の経緯および収入状況をこちらに記入してください。)

5. 18歳以上60歳未満(配偶者、学生、障害年金受給者を除く)の方はご記入ください

【通達により就労可能年齢にある場合は厳格な審査をおこなうこととされています】

扶養せざるを得ない理由について詳しく記入してください

6. 雇用保険失業給付の受給資格がある方は下記についてご記入のうえ、注意事項をご確認ください

(公務員の方が対象の「失業者の退職手当」も含まれます)

認定対象者の状況 : 受給放棄 受給延長 受給予定【求職申込(予定)日 年 月 日(頃)】

- ①雇用保険の失業給付(再就職手当等も含まれます)を受給開始したときは、遅滞なくその旨を報告し、受給資格者証(写)を提出してください。
- ②基本手当日額が基準額(*)以上の場合は、速やかに扶養削除の手続きを行ってください。
※保険証または資格確認書をお持ちの方は、削除手続きの際にあわせて返納してください。
- ③削除手続きが遅れた場合でも、受給開始日に遡って扶養削除し、資格喪失日以降の医療費については全額返還いただきます。
- ④健康保険組合より雇用保険の失業給付に関する書類の原本等の提出を求められた場合は速やかに提出してください。
提出できない場合は、認定取消となる可能性があります。

*基本手当日額の基準額: 60歳未満:3,612円 60歳以上:5,000円 (左記以上の場合は削除)

7. 扶養要件に関する注意事項をご確認ください

- ◆収入とは... 課税・非課税を問わず、パート・アルバイト等の給与収入(通勤交通費・一時金含む)、財産収入(地代、家賃、利子、配当等)、老齢・障害・遺族年金等の各種年金、雇用保険、出産手当金等全ての収入が含まれます。
- ◆収入の基準額(収入が基準額以上の場合は扶養の対象外となります)
 - ①60歳未満の場合 ...130万円/年、108,334円/月、3,612円/日
 - ②60歳以上又は障害年金受給該当者の場合 ...180万円/年、150,000円/月、5,000円/日
 - ③全年齢 ...被保険者年収の2分の1未満※収入は被扶養者の状況に応じて、月額(年額÷12か月)や日額(年額÷360日)でも判断します
 - ・給与収入者で就職・転職・雇用契約変更等で従来と収入が異なる場合や扶養認定時は月額で判断
 - ・雇用保険・傷病手当金・出産手当金等の手当金は日額で判断※自営業の方は、その事業で生計を営んでいるとみなすため原則扶養対象外ですが、事業の規模や状況によって例外的に扶養と認める場合は、所得税上の営業所得ではなく、収入(売上)から原材料等の直接的な経費(売上原価)を控除した額で判断します
- ◆認定対象者(家族)の収入が基準額未満であっても、自身にかかる生計費の大半を認定対象者本人が負担している場合は、被扶養者(健康保険組合の家族)には該当しません。
- ◆扶養対象者に配偶者がいる場合は、夫婦の相互扶助義務を優先します。

8. 下記同意文を一読のうえ、署名してください

- ① 被扶養者異動届及び当記述書の記載内容は事実と相違がありません。
- ② 認定対象者(家族)にかかる生計費の半分以上を被保険者(従業員本人)が負担しています。
- ③ 今後認定対象者が、卒業、就職、収入の増加(給与増加、雇用保険受給、出産手当金受給等)、配偶者の収入の増加(被保険者の収入を超過)等、扶養要件に該当しなくなった場合は、速やかに扶養削除します。
- ④ 資格喪失後に医療給付等の保険給付を受けた場合、速やかに返戻し貴組合にはご迷惑をおかけしません。

6、7の注意事項、および8の同意文を確認しました

令和 年 月 日

被保険者氏名: